

郡山市高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る事務処理
要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）、高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に基づく建築物の事務処理、審査等に関する必要事項を定め、事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令、省令及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定義するものとする。

(特定建築物の審査)

第3条 市長は、特定建築物に係る建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）又は同法第18条第2項の規定による計画の通知書（以下「計画通知申請書」という。）が建築主事に提出された場合においては、その計画が建築物移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、申請に係る計画が建築物移動等円滑化基準に適合しないことを認めるときは、法第16条第3項の規定による指導又は助言の通知書（第1号様式）を当該申請者又は当該通知者に送付することができる。

3 建築主事は、申請に係る計画が建築物移動等円滑化基準に適合しない場合であっても、建築基準関係規定に適合することを確認した場合には、建築基準法第6条第4項の規定による期限内に、当該申請者又は当該通知者に確認済証を交付しなければならない。

(特別特定建築物の審査)

第4条 建築主事は、政令第9条で定める規模又は法第14条第3項の規定により条例で定める規模以上の特別特定建築物に係る確認申請書又は計画通知書が提出された場合においては、法第14条第4項の規定により、建築物移動等円滑化基準を建築基準関係規定とみなして申請に係る計画の審査を行う。

2 前項の場合、前条の規定は適用しない。

(計画の認定)

第5条 市長は、法第17条第1項の規定による認定申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が法第17条第3項各号に掲げる基準（以下「建築物移動等円滑化誘導基準等」という。）に適合するかどうかを審査し、審査の結果、申請に係る計画が建築物移動等円滑化誘導基準等に適合しないことを認めるときは、その旨及びその理由（第2号様式）を当該申請者に通知し、改善のための指導又は助言をすることができる。

2 市長は、審査の結果、申請に係る計画が建築物移動等円滑化誘導基準等に適合することを認めるときは、速やかに認定するものとする。

3 法第17条第1項の規定による申請者が、同条第4項の規定により市長に対し、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下「適合通知」という。）を受けるよう申し出る場合は、建築基準法第6条第

1 項の規定による確認の申請書に適合する旨の通知の申出書（第3号様式）、及び当該特定建築物の建築等の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの建築基準法施行令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合しているものについては、建築基準法第6条第5項の規定により構造計算適合性判定を実施する機関と同等の審査能力を有する第三者機関による判定により、安全な構造であることが確かめられたことを証する書類を添えて提出するものとする。

4 市長は、前項の申出を受けた場合に、法第17条第5項の規定により建築主事に対し、当該申出に係る特定建築物の建築等の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合しているか審査するよう通知（第4号様式）するものとする。

5 建築主事は、前項の通知を受けた場合に、建築基準法第6条の規定に基づき定められた審査期限内に審査をし、建築基準法第6条第1項の規定により建築基準関係規定に適合していることを認めた場合には適合していると認める旨の通知書（第5号様式）を、適合していないことを認めた場合には適合しないと認める旨の通知書（第6号様式）を通知するものとする。

6 建築主事は、法第17条第8項の規定により準用される建築基準法第93条の規定に基づき、当該申請に係る特定建築物の所在地を管轄する消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）に対し、当該計画の認定についての同意（第7号様式）を求めるものとする。

（計画の変更）

第6条 認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が計画を変更しようとするときは、省令別記第3号様式の認定申請書（変更）と記入したものの正本及び副本に、省令第8条に規定する図書のうち変更に係る部分を明示した図書を添えて、提出するものとする。

2 前項の変更認定申請の事務所処理は、前条の規定を準用する。

（工事完了報告）

第7条 認定事業者は、認定建築物の工事が完了したときは、速やかに市長に工事完了報告書（第8号様式）を提出しなければならない。

2 市長が、前項の規定による工事完了報告書を受領したときは、その委任を受けた職員は、認定事業者が認定を受けた計画に従って工事を行っているかどうかを確認するものとする。

3 前項の確認の結果、認定事業者が認定を受けた計画に従って工事を行っていないと認めるときは、市長はその改善に必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（認定台帳）

第8条 市長は、この要綱に基づく申請内容及び事務処理の経過を高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る認定台帳（第9号様式）に記載し、整備するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

様

郡山市長



高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第16条第3項の規定による指導について（通知）

あなたが建築、修繕、模様替え又は用途の変更を計画している建築物につきましては、高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の規定により、下記のとおり建築物移動等円滑化基準に適合させることが努力義務となっておりますので、必要な措置を講ずるようお願いします。

記

- 1 特定建築物の地名地番
- 2 特定建築物の主要用途
- 3 指導事項

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

様

郡山市長



高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定による認定について（通知）

年 月 日付けで申請ありましたこのことについては、下記のとおり建築物移動等円滑化誘導基準等に適合していませんのでお知らせします。

記

- 1 特定建築物の地名地番
- 2 特定建築物の主要用途
- 3 適合しない事項

第3号様式（第5条関係）

適合する旨の通知の申出書

年 月 日

郡山市長

申請者氏名

高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定により、下記の特定建築物の建築等の計画が、建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知を受けるよう申し出ます。

記

- 1 特定建築物の地名地番
- 2 特定建築物の主要用途

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

郡山市建築主事

郡山市長



建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定の適合について（通知）

高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第5項の規定により、下記の特定建築物の建築等の計画が、建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合しているか審査するよう通知します。

記

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 特定建築物の地名地番
- 3 特定建築物の主要用途

第5号様式（第5条関係）

適合する旨の通知書

年 月 日

郡山市長

郡山市建築主事 

年 月 日付けで通知がありました下記の特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合していると認められますので、通知します。

記

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 特定建築物の地名地番
- 3 特定建築物の主要用途

第6号様式（第5条関係）

適合しないと認める旨の通知書

年 月 日

郡山市長

郡山市建築主事 

年 月 日付けで通知がありました下記の特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

記

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 特定建築物の地名地番
- 3 特定建築物の主要用途
- 4 適合しない事項

第7号様式（第5条関係）

年 月 日

様

郡山市建築主事 

建築基準法第93条第1項の規定に基づく同意について（通知）

高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項の規定により、下記の特定期間建築物の建築等の計画の認定の申請がありましたので、同条第8項の規定により準用される建築基準法第93条第1項の規定に基づき、貴職の同意を求めます。

記

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 特定期間建築物の地名地番
- 3 特定期間建築物の主要用途

第8号様式（第7条関係）

工事完了報告書 年 月 日	
郡山市長 認定事業者の住所 氏名	
下記の認定建築物について工事を完了しましたので、郡山市高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る事務処理要綱第7条第1項の規定により報告します。	
認定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定建築物地名地番	
認定建築物の主要用途	
工事完了年月日	年 月 日
工事中の軽微な設計変更の内容	

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	検査欄	決裁欄	検査番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定事務手続き

